

◎岩手県議会議員政治倫理条例（条例第21号）

- 1 政治倫理の確立のため、岩手県議会の議員の責務及び行為規範その他必要な事項を定めることにより、主権者たる県民の厳粛なる信託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 議員の責務について定めることとした。（第2条関係）
- 3 議員の行為規範について定めることとした。（第3条関係）
- 4 審査の請求について定めることとした。（第4条関係）
- 5 政治倫理審査会の設置について定めることとした。（第5条関係）
- 6 審査会の運営について定めることとした。（第6条関係）
- 7 審査結果の議長への報告について定めることとした。（第7条関係）
- 8 審査結果の通知及び公表について定めることとした。（第8条関係）
- 9 意見書の提出及び公表について定めることとした。（第9条関係）
- 10 審査された議員への措置について定めることとした。（第10条関係）
- 11 審査会委員の守秘義務等について定めることとした。（第11条関係）
- 12 条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとした。（第12条関係）
- 13 施行期日  
この条例は、平成22年5月1日から施行することとした。（附則関係）